

真野のこども

NO6 令和4年10月1日 発行

☆いじめ防止啓発月間☆

毎年6月及び10月は、「大津市子どものいじめの防止に関する条例第10条第1項」に規定する「いじめ防止啓発月間」です。「いじめ」について考え、いじめ防止への取組を推進することを目的としています。

1. 取組内容

「いじめの未然防止を目指して」

- ①道徳「友情・親切」を主題においた授業の実施。
- ②委員会活動で、いじめの未然防止につながる取組。

「教師が子どもの理解を深める/教師と子どもの信頼関係を深めることを目指して」

- ① 教育相談週間の実施。
子ども一人ひとりにアンケートを実施。そのアンケートをもとに担任が一人ひとりとじっくり話をする。

「子どもの自己肯定感を高め、楽しく過ごすことのできる環境を目指して」

- ①「聴く」ことの徹底。
- ②話し合う（自分の思いを伝えたり、仲間の思いを聴いたりする）機会をもつ。

各学年によって、アプローチの方法は違いますが、それぞれの学年や学級の様子に合わせて工夫をしながら取組を進めて参ります。

2. 子どもがいじめから守る対応

複数で対応を進めています。

いじめの疑い発生



(裏面へ)

複数の教員での聞き取り
(校内いじめ対策委員会実施)



保護者連絡(関係児童保護者)



教育委員会へ報告



いじめの定義（いじめ防止対策推進法第一章二条）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

上記のように「いじめ防止対策推進法」では、子どもが心身の苦痛を感じているものはすべて「いじめ」とされています。いじめ事案が発生した場合、学校では「いじめ対策委員会」を開き組織的な対応を図り、教育委員会とも連携をとります。関係児童保護者にその事案内容や指導内容についてお伝えさせていただきます。また、事案発生後、しばらく経過してから、行為は止んでいるかどうかの確認の連絡を保護者の方にさせていただきます。

子ども一人ひとりが安心して学校生活を送れるよう、ご協力のほどよろしく申し上げます。

お子様が不安そうにしていたり、悩んでいたりする様子が見られる際には、遠慮なく学校にご連絡ください。担任以外にも下記の各担当が対応させていただきます。

子ども支援コーディネーター・教育相談 栗木 葵
生徒指導主任 掛水 宣高

*真野小学校ホームページにて、10月の下校時刻表を掲載しております。以下のQRコードを読み取り、ご覧ください。

